

5 G サービス契約約款の一部改正

[改正]	[現行]
<p>(目次)</p> <p>第1章～第11章 (略)</p> <p>第12章 雑則 第64条～第73条</p> <p>第74条～第84条 (略)</p> <p>第13章 (略)</p> <p>料金表 (略) 別表 (略) 附則</p> <p>第1章～第8章 (略)</p> <p>第9章 料金</p> <p>第1節 料金及び工事費等</p> <p>(料金及び工事費等)</p> <p>第45条 当社が提供する5Gの料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、定期契約に係る解約金、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び請求書等の発行に関する料金とし、料金表通則に定めるところによります。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第2節 料金等の支払義務</p> <p>(基本使用料等の支払義務)</p> <p>第46条 5G契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表通則に規定する基本使用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを、付加機能又は情報提供サービスの提供の提供を開始した日から起算してその付加機能又は情報提供サービスの廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表通則に規定する付加機能使用料又は情報料の支払いを要します。</p> <p>ただし、別表2（付加機能等）又は当社が別に定める提供条件書に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p> <p>2 前項の期間において、利用の一時中断等により5Gを利用することができない状態が生じたときの基本使用料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、付加機能使用料及び情報料（以下「基本使用料等」といいます。）の支払いは、次によります。</p>	<p>(目次)</p> <p>第1章～第11章 (略)</p> <p>第12章 雑則 第64条～第73条 第74条 <u>無線 I P アクセスサービスの利用等</u> 第74条の2～第84条 (略)</p> <p>第13章 (略)</p> <p>料金表 (略) 別表 (略) 附則</p> <p>第1章～第8章 (略)</p> <p>第9章 料金</p> <p>第1節 料金及び工事費等</p> <p>(料金及び工事費等)</p> <p>第45条 当社が提供する5Gの料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、定期契約に係る解約金、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び請求書等の発行に関する料金とし、料金表通則に定めるところによります。</p> <p>2～3 (略)</p> <p><u>4 第74条（無線 I P アクセスサービスの利用等）に規定する無線 I P アクセスサービスの利用に係る料金は、無線 I P アクセス定額料とし、料金表通則に定めるところによります。</u></p> <p>5～6 (略)</p> <p>第2節 料金等の支払義務</p> <p>(基本使用料等の支払義務)</p> <p>第46条 5G契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表通則に規定する基本使用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを、付加機能、<u>無線 I P アクセスサービス</u>又は情報提供サービスの提供の提供を開始した日から起算してその付加機能、<u>無線 I P アクセスサービス</u>又は情報提供サービスの廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表通則に規定する付加機能使用料、<u>無線 I P アクセス定額料</u>又は情報料の支払いを要します。</p> <p>ただし、別表2（付加機能等）又は当社が別に定める提供条件書に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p> <p>2 前項の期間において、利用の一時中断等により5Gを利用することができない状態が生じたときの基本使用料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、付加機能使用料、<u>無線 I P アクセス定額料</u>及び情報料（以下「基本使用料等」といいます。）の支払いは、次によります。</p>

(1) ~ (3) (略)

3 (略)

第 47 条 ~ 第 51 条 (略)

第 3 節 ~ 第 7 節 (略)

第 10 章 (略)

第 11 章 損害賠償

(責任の制限)

第 62 条 当社は、5 G サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その 5 G サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、5 G サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその 5 G サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなしその額に限って賠償します。

(1) 料金表通則において基本使用料、付加機能使用料、情報料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料として規定する料金

(2) (略)

3 ~ 4 (略)

(注) (略)

第 63 条 (略)

第 12 章 雑則

第 64 条 ~ 第 73 条 (略)

(1) ~ (3) (略)

3 (略)

第 47 条 ~ 第 51 条 (略)

第 3 節 ~ 第 7 節 (略)

第 10 章 (略)

第 11 章 損害賠償

(責任の制限)

第 62 条 当社は、5 G サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その 5 G サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、5 G サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその 5 G サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなしその額に限って賠償します。

(1) 料金表通則において基本使用料、付加機能使用料、情報料、無線 I P アクセス定額料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料として規定する料金

(2) (略)

3 ~ 4 (略)

(注) (略)

第 63 条 (略)

第 12 章 雑則

第 64 条 ~ 第 73 条 (略)

(無線 I P アクセスサービスの利用等)

第 74 条 5 G 契約者は、別表 2（付加機能等）に規定する sp モード機能の提供を受けているとき（当社が別に定める場合を除きます。）は、無線 I P アクセスサービス（当社の無線 I P 通信網を使用して提供する電気通信サービスであって、sp モード機能を利用するためのものをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。この場合において、無線 I P アクセスサービスの料金その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

2 通信の条件、通信利用の制限、利用中止、自営端末設備若しくは自営電気通信設備への接続及び利用に係る 5 G 契約者の義務については、無線 I P 通信網サービス契約約款の規定に準じるものとします。

3 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、無線 I P アクセスサービスの一部又は全部を廃止することがあります。この場合において、当社は当社のインターネットホームページに掲示する等の方法により、その旨を契約者へ周知します。

4 当社は、前項の規定により、無線 I P アクセスサービスの一部又は全部を廃止したことにより契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

第 74 条～第 84 条 (略)

第 13 章 (略)

料金表

通則

(料金等の設定)

1 当社が提供する 5 G サービスの料金、工事費、国際アウトローミング利用料、情報提供サービス及びその他のサービスに関する料金は、料金表別記によるほか、当社が別に定めるところによります。

(料金の計算方法等)

2～3 (略)

4 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料等のうち月額で定める料金（以下この項において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。

(1) 暦月の初日以外の日に契約者回線又は付加機能又は情報提供サービスの提供の開始があったとき。

(2)

(2) 暦月の初日以外の日に付加機能又は情報提供サービスの廃止があったとき。

(3) 暦月の初日に付加機能又は情報提供サービスの提供を開始し、その日にその付加機能、無線 I P アクセスサービス又は情報提供サービスの廃止があったとき。

(4) (略)

5～18 (略)

(料金等の支払い)

19 契約者は、5 G サービスの料金、工事費、国際アウトローミング利用料、情報料及びその他のサービスに関する料金について、第 22 項に規定する場合を除き、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合において、5 G 契約者は、その 5 G サービスの料金、工事費、国際アウトローミング利用料、情報料及びその他のサービスに関する料金（第 57 条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者へ譲渡したものを除きます。）について、当社が指定する 5 G サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

20 (略)

21 5 G サービスの料金、工事費、国際アウトローミング利用料、情報料及びその他のサービスに関する料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

22 (略)

(消費税相当額の加算)

23 第 46 条（基本使用料等の支払義務）から第 52 条（相互接続通信に係る料金の取扱い）、第 85 条（料金明細内訳書の発行等）から第 87 条（支払証明書等の発行）、第 90 条（情報提供サービス）及び第 92 条（番号案内料等の支払義務等）の規定等により、この料金表通則及び料金表別記に定める料金、工事費及びその他のサービスに関する料金の支払いを要するものとされている額は、税抜額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、税込額のみで定める場合の料金、国際アウトローミング利用料及び外国の電気通信事業者が提供する電気通信サービス（国際アウトローミングを除きます。）に係る電気通信回線との間のショートメッセージ通信モードによる通信に関する料金については、この限りではありません。

24～39 (略)

(注) 本条に規定する当社が別に定めるところは、「docomo Wi-Fi I S P オプション サービスご利用規則」に定めるところによります。

第 74 条の 2～第 84 条 (略)

第 13 章 (略)

料金表

通則

(料金等の設定)

1 当社が提供する 5 G サービスの料金、工事費、国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料、情報提供サービス及びその他のサービスに関する料金は、料金表別記によるほか、当社が別に定めるところによります。

(料金の計算方法等)

2～3 (略)

4 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料等のうち月額で定める料金（以下この項において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。

(1) 暦月の初日以外の日に契約者回線又は付加機能、無線 I P アクセスサービス又は情報提供サービスの提供の開始があったとき。

(2) 暦月の初日以外の日に付加機能、無線 I P アクセスサービス又は情報提供サービスの廃止があったとき。

(3) 暦月の初日に付加機能、無線 I P アクセスサービス又は情報提供サービスの提供を開始し、その日にその付加機能、無線 I P アクセスサービス又は情報提供サービスの廃止があったとき。

(4) (略)

5～18 (略)

(料金等の支払い)

19 契約者は、5 G サービスの料金、工事費、国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料、情報料及びその他のサービスに関する料金について、第 22 項に規定する場合を除き、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合において、5 G 契約者は、その 5 G サービスの料金、工事費、国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料、情報料及びその他のサービスに関する料金（第 57 条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者へ譲渡したものを除きます。）について、当社が指定する 5 G サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

20 (略)

21 5 G サービスの料金、工事費、国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料、情報料及びその他のサービスに関する料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

22 (略)

(消費税相当額の加算)

23 第 46 条（基本使用料等の支払義務）から第 52 条（相互接続通信に係る料金の取扱い）、第 74 条（無線 I P アクセスサービスの利用等）、第 85 条（料金明細内訳書の発行等）から第 87 条（支払証明書等の発行）、第 90 条（情報提供サービス）及び第 92 条（番号案内料等の支払義務等）の規定等により、この料金表通則及び料金表別記に定める料金、工事費及びその他のサービスに関する料金の支払いを要するものとされている額は、税抜額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、税込額のみで定める場合の料金、国際アウトローミング利用料及び外国の電気通信事業者が提供する電気通信サービス（国際アウトローミングを除きます。）に係る電気通信回線との間のショートメッセージ通信モードによる通信に関する料金については、この限りではありません。

24～39 (略)

(無線 I P アクセス定額料の適用)

40 無線 I P アクセス定額料の適用については、第 74 条（無線 I P アクセスサービスの利用等）の規定によるほか、当社が別に定め

40～47 (略)

(料金等の臨時減免)

48 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事費を減免することがあります。

(注) 当社は、第48項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係の5 Gサービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

別記 (略)

別表1～別表7 (略)

附 則 (令和4年2月1日経企第2792号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和4年2月9日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった5 Gサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

るところによります。

41～48 (略)

(料金等の臨時減免)

49 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事費を減免することがあります。

(注) 当社は、第49項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係の5 Gサービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

別記 (略)

別表1～別表7 (略)